

四

口イ
方募入決定の
非競争入札発行の
競争価格競争の

三

発行方法

-

の法発号名
条律行稱
項及の及
び根ひ
そ拠語

回和付國庫債券（五年）（第二十
財政法（昭和二十二年法律第三
融資資金特別會計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに國債整理基金特別會
計法（昭和二十二年法律第三
五年法律第六号）第四条第一項及び財政
第五條第一項

行 平 省

財務省告示第四百一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
令第三十号）第五条第十ー項の規定に基づき、
成十四年十月二十一日に発行した利付国債の發
条件等を次のとおり告示する。
。

十 一 利	口 イ	九 八 七	六 口 イ	五 イ 發
		發 發 種 額	払	
経	札	非	入	価
過	發	競	行	類
利	行	争	金	面
子	率	入	競	札
→	年	十	額	非
○	二	面	格	入
募	.	錢	十	価
入	三	金	一	行
決	百	錢	零	争
定	一	金	十	格
の	セ	円	及	十
通	に	そ	万	百
知	ン	れ	千	千
を	ト	つ	百	百
受	き	れ	四	四
け	九	九	七	七
た	十	の	万	万
者	九	応	八	八
		九	六	千
		円	、	円
		募	百	百
		円	種	千
		価	九	万
		九		十

百利第國百額發法五面行十円百に規円額割
 七付一債七面行第万金し一、九つ定う面
 十国項整十金し五円額た条財十いにち金
 億債の理万額た条、で利第政六て基、額
 七に規基円で利第國三付一融億はづ財で
 七付一債千国項資七、き政一
 千国項整二債の資千額發法兆
 八債の理億に規金四面行第八
 百に規基五つ定特四金し四千
 十つ定金千いに別百額た条八
 面發法三いに特三て基会九で利第百
 金行第億て基別百はづ計十七付一十
 額し五七はづ会三、き法五千國項三
 でた条千、き計十額發第万九債の億

の 払込み

む八式は
も号に、
のによ
と規定す
る。算出
し期に加
日金え
に額、
払を次
い第の
込十算

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{31}{365}$$

(二)

イる税法金前はい次のしは
こ率人額記外てに二た、次
に(+)國取掲十金前に
乗適當の法得げを額記掲
か(+の算式に
じ用該算人する乗
じた金額に
きたを非式でる國債に
ある金受居にあ者債
け住よるがを
る者り場非発
を所又算合居行
控得は出に住時
除税外しは者に
すの国た、又お

八 口
法へは にさ子 り泉債以いニ大関括
第発一発混れに発登徵の下う号藏す登發とをがに(+
十行括行藏る係行錄收利同。に省る錄行が乗適當の法得げを額記掲
条時登時寄一る時ささ子じ以規令省へ時でじ用該算人する乗
に託括所にれれに。下定第令國にきたを非式でる國債に
第おさおさ登得おるる係が同す四へ債お
たいれいれ録税いも者るさじる号昭のい
一てれてるにがてのの所れ)。一)和一て、
条、な、も係源、記得てを括第五括
若所い登のる泉そ名税い除登二十登錄
し得も録口徵のにがるく錄条五錄(一
く税の又 座収利 よ源國。を第年に一

十
八
七
六
五
四
十三

払
込
期
日
者
札
參
加
入
場
所
支
額
償
利
金
期
限
償
還
期
子
後
の
利
期
以

平
成
十
四
年
か
び
店
の
百
年
払
日
と
二
ら
に
及
本
円
九
う
以
し
十
月
通
取
び
店
に
月
。
前
、
日
二
知
扱
国
'
、
つ
二
六
各
及
十
を
郵
債
支
き
十
一
受
便
元
店
百
日
間
払
九
日
け
局
利
'
、
円
た
金
代
者
支
理
払
店
,

す
次
そ
が
金
と
平
る
号
の
銀
額
し
成
期
及
翌
行
を
'
、
十
く
要
定
く
四
租
は
す
は
税
第
件
す
は
税
第
百
特
利
九
二
別
七
満
子
条
措
十
た
の
第
置
六
す
非
三
四
法
条
課
第
条
第
税
二
の
四
一
も
の
に
項
三
条
項
を
係
に
若
'
、
又
除
る
規
し
第
は

十
二

初
期
利
子